

医療法人の所得金額の計算の基礎とする収入金額の明細について

様式上の項目（収入科目等）	医療事業に含むもの	医療事業に含まないもの	考え方等
社会保険診療に係る収入金額（ア）	○ (社保)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会保険関係法律等の規定に基づく給付等について、法律ごとに収入額を記載する。           <ul style="list-style-type: none"> <li>① 保険者からの収入額（査定損益は、通知日の属する事業年度の収入金額に加算又は減算する）</li> <li>② 被保険者が負担する一部負担金（家族療養費等に相当する額を含む）（窓口徴収分）</li> <li>③ 社会保険に係る医療費を被保険者に代わって市町村等が支払った額（医療費助成制度により、自己負担額を助成される場合）</li> </ul> </li> </ul>
自由診療等の収入金額（イ）	○		医療事業の総収入金額のうち、社会保険診療に係る収入金額以外の収入金額
労働者災害補償保険法収入	○		労働者災害補償保険法の規定に基づく医療等の給付に係る収入
国家公務員災害補償法等収入	○		国家公務員災害補償法、地方公務員災害補償法その他公務災害補償に関する法律等の規定に基づく医療等の給付に係る収入
自動車損害賠償保障法収入	○		自動車損害賠償保障法の規定に基づき保険金から支払われる療養費に係る収入
介護保険法収入（社会保険診療に係るものと除く）	○		「介護保険法の保険給付に係る法人事業税申告上の注意点について」参照
受託医療収入	○		学校又は事務所等との契約に基づき実施する健康診断又は予防接種等の医療等の給付に係る収入
その他の医療収入	○		上記5つ以外の給付について支払いを受ける社会保険診療に係る収入以外の医療収入（人間ドック等）
健康診断等証明書収入	○		医療法人等が交付する各種証明書等の手数料収入
入院料及びベット代差額収入	○		健康保険法等の規定に基づく医療等の給付に係る入院料及びベット代以外に患者から別途支払いを受ける入院料及びベット代収入
患者、付添人給食収入	○		健康保険法等の規定に基づく医療等の給付に係る食事代以外に患者又は付添人から別途支払いを受ける食事代収入
嘱託収入	○		学校又は事務所等の嘱託医として業務上生じる受託医療収入以外の収入（産業医収入等）
生産品等販売収入	○		作業療法等を通じて生産した農産物等の生産品を販売し、又は物品等の加工若しくは修理を請け負うことにより生じる収入
受託技工、検査料等収入	○		他の機関からの依頼による歯科技工又は各種検査等の受託にかかる収入
利子等収入	○		所得税法第174条第1号から第8号までの利子及び配当等の額（所得税額・利子割額を含んだ金額）。 なお、法人税法第23条（受取配当等の益金不算入）の規定により益金に算入されない部分は除く。
電話、電気、ガス、寝具等収入	○		患者、付添人及び外来者等の便宜に資するための設備器具等の使用料収入
不用品売却収入	○		医療廃棄物、古紙等の不用品の売却により支払いを受ける収入
その他の附隨収入	日用品代、紙おむつ代、洗濯代等	○	医療事業の附隨収入
	従業員から収入する住宅、駐車料及び食事代収入	○	
	役員（理事）から収入する住宅、駐車料及び食事代収入	○	
	生命保険契約者配当金、企業年金配当金、団体保険配当金、火災保険配当金	○	医療事業の附隨収入
	生命保険金	○	医療事業の附隨収入

医療法人の所得金額の計算の基礎とする収入金額の明細について

様式上の項目（収入科目等）		医療事業に含むもの	医療事業に含まないもの	考え方等
その他の附隨収入	生命保険契約解約返戻金		○	経費の戻入れ
	火災保険満期返戻金		○	経費の戻入れ
	製薬会社等から交付される旅行協賛金、忘年会協賛金等	○		医療事業の附隨収入
	不在者投票等手数料収入	○		医療事業の附隨収入
	自動販売機収入	○		医療事業の附隨収入
	救急診療・休日準夜診療委託料、救急医療協力金	○		医療事業の附隨収入
	現金過不足		○	会計技術のことであるため対象外
	国税・地方税に係る還付金、充当金及び過誤納金		○	経費の戻入れ（還付加算金除く）
	還付加算金	○		
	各種引当金、準備金の益金算入額		○	経費の戻入れ
	償却資産の売却収入のうち取得価額を超えない部分の額又はその他経費の戻入と認められる収入金額		○	取得価格を超えない部分については経費の戻入れである。 売却する償却資産が取得価額を超えて売却された場合は、その超える金額は経費の戻入れとは認められない。
	売却した償却資産で、その償却資産の取得価格を超える売却収入	○		
	購入棚卸資産に係る仕入割戻し（リペート）の額として収入に計上した額		○	仕入割戻し（リペート）は、一定期間に一定金額又は数量を仕入れたことにより、それらの金額等に応じて仕入先から仕入代金の一部について払い戻しをうけるものであり、仕入額が仕入割戻し額だけ減少したものと認められるので、収入には含めない。
国庫補助金等補助金収入		○	○	国、地方公共団体及びこれに準ずる公的機関からの施設整備、医療機器の取得、雇用に対する補助金等が該当する（法人税法施行令§79）。 各種補助金のうち、施設や設備等固定資産の取得に係る補助金等については医療事業の総収入金額には含めないが、それ以外の人件費や消耗品費等の経費に係る補助金等については「その他の付隨収入」として当該総収入金額に含める。 補助金の例 (総収入金額に含める…○、含めない…×) 特定求職者雇用開発助成金 ○ 継続雇用定着促進助成金 ○ 予防接種助成金 ○ 救急病院助成金 ○ 施設建設補助金 × 施設整備補助金 × 医療機器購入補助金 ×
	附帯事業収入	○		「その他の事業の収入金額（工）」にあたらない収入

医療法人の所得金額の計算の基礎とする収入金額の明細について

様式上の項目（収入科目等）	医療事業に含むもの	医療事業に含まないもの	考え方等
その他の事業の収入金額（工）			<p>次の①及び②を満たす事業以外のものに係る収入          ①軽微なもの・・医療事業に比して社会通念上独立した事業部門とは認められない程度のもの。一般に売上金額が医療事業の売上金額の1割程度以下のもの。          ②医療事業の附帯事業と認められるもの・・医療事業の性格等によって必然的にそれに関連する事業、又は医療事業の目的遂行、顧客の便宜等の理由で行なわれる事業（外来者、入院患者、見舞客のために便宜上行なわれているものでその売上が軽微なものであれば附帯事業に計上する）。          例 売店、外来者用駐車場収入</p>
別表4による加算減算			<p>法人税別表4により加算又は減算した収入金額（費用に関するものは除く）は、損益計算書の収入科目の区分ごとに加算又は減算を行なう。          法人税の修正申告、更正・決定についても同様に加算又は減算を行なう。</p>